

平成21年第4回三笠市議会定例会

平成21年12月21日(第2日目)

議事次第(第2号)

- 1 開議宣告
- 2 諸般報告
 - (1) 一般行政報告
- 3 議 事
- 4 閉会宣告

議事日程

- | | |
|------|---|
| 日程第1 | 諸般報告について(一般行政報告) |
| 日程第2 | 議案第77号から議案第94号までについて(委報第5号) |
| 日程第3 | 議案第95号 議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査について |
| 日程第4 | 意見書案第12号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書 |
| 日程第5 | 意見書案第13号 平成22年度戸別所得補償モデル対策及び関連政策に関する意見書 |

出席議員(12名)

- | | | | | | |
|----|-----|---------|-----|-----|---------|
| 議長 | 5番 | 高橋 守 氏 | 副議長 | 1番 | 丸山 修一 氏 |
| | 2番 | 岩崎 龍子 氏 | | 3番 | 佐藤 孝治 氏 |
| | 4番 | 齊藤 且 氏 | | 6番 | 武田 悌一 氏 |
| | 7番 | 儀惣 淳一 氏 | | 8番 | 猿田 重夫 氏 |
| | 9番 | 谷津 邦夫 氏 | | 10番 | 藤浪 成憲 氏 |
| | 11番 | 扇谷 知巳 氏 | | 12番 | 熊谷 進 氏 |

説明員

- | | | | |
|---------|---------|--------|---------|
| 市長 | 小林 和男 氏 | 副市長 | 西城 賢策 氏 |
| 総務部長兼 | 森原 裕 氏 | 財務課長 | 右田 敏 氏 |
| 総務課長 | | 企画振興課長 | 金子 満 氏 |
| 企画経済部長兼 | 北山 一幸 氏 | | |
| 商工観光課長 | | | |
| 農林課長 | 小田 弘幸 氏 | 環境福祉部長 | 澤上 弘一 氏 |
| 市民生活課長 | 須河 恵介 氏 | 福祉事務所長 | 阿部 弘之 氏 |

保健福祉課長	永田 徹 氏	建設部長	中沢 敏男 氏
建設管理課長	松浦 基晴 氏	建設課長	三宅 博文 氏
水道課長	高嶋 善男 氏	教育委員長	富田 篤一 氏
		職務代理者	
教 育 長	富樫 繁樹 氏	教育次長	黒田 憲治 氏
学校教育課長	米田 廣文 氏	学校教育課主幹	梅津 吉昭 氏
社会教育課長	田中 哲也 氏	博物館長	栗山 俊彰 氏
病院事務局長	松本 哲宜 氏	消 防 長	長谷川 浩二 氏
消防署長兼	辻道 元信 氏	生活安全センター長	阿部 英雄 氏
総務予防課長			
監査委員	宇野 政美 氏	監査委員事務局長	鈴木 信之 氏
出席事務局職員			
議会事務局長	星野 直義 氏	総務係長	豊口 哲也 氏

開 議 宣 告

議長（高橋 守氏） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 諸 般 報 告

議長（高橋 守氏） 日程の1 諸般報告に入ります。

一般行政報告の追加について市長から報告を求めます。

市長、登壇説明願います。

小林市長。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） それでは、行政報告追加分について申し上げます。

まず、報告第1号市長の行動報告につきましては、そこに記載されておりますように、去る12月13日、衆議院議員小平忠正氏のほうから、旧産炭地5市1町に招集がかかりまして、小平氏のほうからは、産炭地の問題も私自身の政治課題として取り上げていきたいということで、それぞれ意見を聴取されたところでございます。私どもとしては、そこに記載しておりましたように、御承知のように例のヤミ起債問題以降、その一札も入れたというようなことから、旧産炭地については特段の政治的な配慮をしないというようなこと等もございましたが、現実問題としては夕張市を含めまして、非常に大変な状況にあるというようなことから、旧産炭地についてはぜひ財政再建と財政支援というものをお願いしたいということを申し上げました。

また、今年度いっぱい切れまず過疎法につきまして、新たな新過疎法につきましても、現在のところ政府部内では3年間の延長というふうに考えているようでありますけれども、何としても10年間の延長をお願いしたいということとあわせて、この過疎法に適用する事業内容について、事業追加対象になるようにということで幾つか申し上げたところでございます。

また、発展基金の問題については、御承知のように新基金は新産業創造等というようなことと、旧基金についてはそれぞれの市町村の基盤整備というものでやっておりますが、旧基金については御承知のように5年という期間が決められておりまして、各市町村ともそれなりに活用させていただいておりますが、新基金のほうについてはなかなか現下の経済情勢の中では、新しい企業を誘致するということが難しいというようなことで、非常に使い勝手が悪いと、これらについても旧基金と同じような方向で使わせていただくように、ぜひ取り組んでいただきたい。あわせて、地方交付税につきましても、旧産炭地に対して財政的な配慮をお願いしたいというこの4点について申し上げたところでござい

ます。

続いて、12月16日でございますけれども、石狩川水系幾春別川総合開発事業（新桂沢ダム・三笠ぼんべつダム）の建設促進に関する要望ということで、該当でありますこのダム関連市町村が1市4町が集まりまして、民主党の北海道の代表であります三井先生のほうにお願いしたところでございます。これらについては、そこに記載しておりますように北海道が窓口というふうになりまして、それぞれやっていたところでございまして、私のほうから特に現新桂沢ダムに、あるいは三笠ぼんべつダムについては建設してからもう52年という長い年月であると同時に、その52年間には災害やら農業用水の不足、あるいは洪水といった大きな問題等も起きているということをお願いして、ぜひ民主党としてこの問題を計画どおり実施していただきたいということで要望いたしたところでございます。三井代表のほうから、それぞれの各ダムについては、それなりの歴史的な経緯があることは十分理解しておりますので、全力を挙げて取り組みたいという御回答をいただいたところでございます。

続きまして、報告第2号市の工事につきましては、工事名については三笠市立博物館の増築及び改修機械設備工事につきましては、そこに記載されているように工事概要、契約金額、工期、工事請負人、入札方法等について記載のとおりでございますので、報告させていただきます。

以上です。

議長（高橋 守氏） これより、一般行政報告に対する質問に入ります。

報告第1号企画経済部関係について。

谷津議員。

9番（谷津邦夫氏） 報告第1号の旧産炭地の5市1町による意見交換ということでございますけれども、民主党政権になってから、陳情といいますか、要望活動もシステムが変わってきてまして、それぞれ皆さん御承知のとおり、なかなか陳情の窓口が一本化になっているのか、あるいは直接各関係省庁に行動していいのかと、いろんな中で主体の首長も迷っているのが、まだ現実だというふうに思っています。そういう中で、今回5市1町という、久しぶりにこういう情報交換の場があったということなのですけれども、一番私も期待している部分と、これからどうなるのだろうかという一つの不安要素もあります。と申しますのは、一つは夕張市のいわゆる負債整理の中で、240億円を国や道に向けて一生懸命働きかけております。そのことが非常に夕張市だけの赤字再建団体になったということで、その方に目を向けておりますけれども、旧産炭地としては大小負債総額は別にしても、それなりの財政事情というのは急迫していることは間違いございません。そういう中で、今回、情報交換の中で、この基金の問題にしても使い勝手のいいものにしてほしいと、旧基金のような三笠にとってまだ6億2,000万円ぐらいありますし、あるいはこの新基金についても1億8,000万円ぐらいありますから、これについてもやはり当市にとっては大事なお宝になっているかというふうに思っております。そういう中

で、これからの5市1町というこの旧産炭地域といいますが、その辺の首長としての組織的なといいますが、5市1町というそういうものをこれから継続していく何か運動体としてあるのかどうか、そこだけちょっとお聞かせいただきたいと思います。

議長（高橋 守氏） 小林市長。

市長（小林和男氏） 5市1町につきましては、発展基金がある間はそのまま存続させていこうということを申し合わせしておりますから、現在のところ会長は芦別市の市長さんが会長ということで、組織としては残っております。したがって、今回、民主党政権になったというようなこと等も含めながら、従来いろいろな経過をたどってまいりましたけれども、やはり依然として旧産炭地については大変な状況にあるというのは事実でありますから、そういったことを含めながら取り組んでいきたいというふうに思っております。ですから、また年明けにも5市1町として一定の会議を持って、ある程度内容を整理しながら取り組んでいきたいというような思いは、私自身持っております。そんなことを今後ともこの組織を残す中で取り組んでいきたいと思いますが、正直に申し上げて、どういう手順でいけばいいのか、今日やっと全道市長会のほうから、これからの陳情のあり方というので、この前説明会があった、こんな内容でしたという通知だけ来ておまして、それでは具体的にうちの場合どこへ行くのが一番いいのかというようなこと等もあります。真っすぐ民主党の北海道本部に行けばいいのか、あるいは南空知の組織のほうに行けばいいのか、それからここ10区選出の小平先生のところに行けばいいのか、あるいはまた直接民主党の本部、東京本部に行けばいいのか、その辺もこれから5市1町で十分議論しながら、あるいはまた市長会としてはどういう手順なのか、いずれ説明があると思えますけれども、それを見ながら、より詳しい内容を知っている方に対応していきたいというのが私自身の率直な気持ちですので、今回、ダム問題については小平先生にお願いして、前原国土交通大臣にお会いすることができましたし、あるいはまた、この5市1町の問題については、北海道議会、空知選出の議員さんのところと合わせて小平先生とお話する機会がありました。また、北海道も直轄ダム、間接ダム含めまして、北海道全体の開発という意味で北海道が音頭をとってやって、それらが北海道をとおして陳情するという、いろいろなパターンがあるのではないかと思いますので、その辺は適宜判断してやっていきたい、このように思っておりますので、現在の時点では。

議長（高橋 守氏） 谷津議員。

9番（谷津邦夫氏） 内容については大体わかりました。それで一つ、先ほど市長も触れておりましたけれども、旧産炭地の財政支援の関係でヤミ起債と言われる当時の問題を、一つの幕引きになったといえはなったことになってはいますが、その辺は産炭地として非常に大きな財政出動だったわけなのです。その辺も一つの火種としてまだ心に残っているのは、各5市1町同じだというふうに思っていますので、その辺も少し根っこに置きたいというのは、私はそう思っております。

それで、もう一つは、陳情・要請の窓口ですね、その辺が恐らく10区、民主党的に言

うと、10区が窓口になると思っています。そうすれば、いわゆる10区の窓口となれば小平先生とかと言っておりますけれども、その辺が各種団体あるいは組織的に陳情窓口がさばき切れるかどうかわかりませんが、その辺にこれから焦点を置かざるを得ないのかなと、そういう気がいたします。ただ、全道市長会とか全国市長会になればまた別として、本市としてはそんなような私は気がしておりますので、今後とも何かあれば私どもも一体となった運動をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上、終わります。

議長（高橋 守氏） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） ないようですので、次に報告第2号建設部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質問ないようですから、一般行政報告については報告済みといたします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

日程第2 議案第77号から議案94号までについて（委報第5号）

議長（高橋 守氏） 日程の2 委報第5号、議案第77号から議案第94号までについてを一括議題といたします。

本件は、さきの本会議において、総合常任委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

儀惣委員長、登壇報告願います。

（総合常任委員会委員長儀惣淳一氏 登壇）

総合常任委員会委員長（儀惣淳一氏） 総合常任委員会委員長報告を申し上げます。

さきの本会議で付託になりました議案につきまして、その審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第77号から議案第81号まで、条例制定5件、議案第82号から議案第84号まで、条例改正3件、議案第85号及び議案第86号、協議2件、議案第87号、指定1件、議案第88号から議案第94号まで、補正予算7件の計18件であります。この委員会は、全議員で審査を行っておりますので、質疑と答弁、内容の詳細、御配付の文書及び資料の説明につきましては、省略させていただきます。

付託案件、議案第77号三笠市下水道事業設置等条例の制定について、議案第78号三

笠市下水道条例の制定について、議案第 79 号三笠市下水道事業受益者負担金条例の制定について、議案第 80 号三笠市水洗便所等改造資金条例の制定について、議案第 81 号三笠市水洗便所等改造補助金条例の制定について、議案第 82 号三笠市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 83 号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 84 号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 85 号北海道市町村備荒資金組合を組織する地方公共団体の数の増減に関する協議について、議案第 86 号北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減に関する協議について、議案第 87 号指定管理者の指定について、議案第 88 号平成 21 年度三笠市一般会計補正予算（第 4 回）について、議案第 89 号平成 21 年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）について、議案第 90 号平成 21 年度三笠市介護保険特別会計補正予算（第 3 回）について、議案第 91 号平成 21 年度三笠市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）について、議案第 92 号平成 21 年度三笠市育英特別会計補正予算（第 1 回）について、議案第 93 号平成 21 年度三笠市水道事業会計補正予算（第 2 回）について、議案第 94 号平成 21 年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第 3 回）について。

以上、各委員会からの質疑と資料説明及び答弁があり、特段の討論もなく、原案可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査と経過と結果についての御報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（高橋 守氏） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 77 号から議案第 94 号までについて、一括質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 質疑ないようですから、質疑を終了いたします。

これより、討論、採決に入ります。

初めに、議案第 77 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りいたします。

議案第 77 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第 77 号三笠市下水道事業設置等条例の制定については、総合常任委員会委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 78 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第 78 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第 78 号三笠市下水道条例の制定については、総合常任委員会委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 79 号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第 79 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第 79 号三笠市下水道事業受益者負担金条例の制定については、総合常任委員会委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 80 号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第 80 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第 80 号三笠市水洗便所等改造資金条例の制定については、総合常任委員会委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 81 号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第 81 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第 81 号三笠市水洗便所等改造補助金条例の制定については、総合常任委員会委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 82 号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 2 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第 8 2 号三笠市職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、総合常任委員会委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 8 3 号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 3 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第 8 3 号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、総合常任委員会委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 8 4 号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 4 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第 8 4 号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定については、総合常任委員会委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 8 5 号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 5 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第 8 5 号北海道市町村備荒資金組合を組織する地方公共団体の数の増減に関する協議については、総合常任委員会委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 8 6 号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了いたします。
お諮りいたします。

議案第 86 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第 86 号北海道後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減に関する協議については、総合常任委員会委員長報告のとおり原案可決しました。

次に、議案第 87 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了いたします。
お諮りいたします。

議案第 87 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第 87 号指定管理者の指定については、総合常任委員会委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 88 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了いたします。
お諮りいたします。

議案第 88 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第 88 号平成 21 年度三笠市一般会計補正予算については、総合常任委員会委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 89 号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 討論ないようですから、討論を終了いたします。
お諮りいたします。

議案第 89 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

議案第 89 号平成 21 年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算については、総合常任

委員会委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第90号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。
お諮りいたします。

議案第90号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第90号平成21年度三笠市介護保険特別会計補正予算については、総合常任委員会委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第91号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。
お諮りいたします。

議案第91号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第91号平成21年度三笠市公共下水事業特別会計補正予算については、総合常任委員会委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第92号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。
お諮りいたします。

議案第92号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第92号平成21年度三笠市育英特別会計補正予算については、総合常任委員会委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第93号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。
お諮りいたします。

議案第93号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第93号平成21年度三笠市水道事業会計補正予算については、総合常任委員会委員長報告のとおり原案可決することに決定いたしました。

最後に、議案第94号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 討論ないようですから、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第94号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第94号平成21年度市立三笠総合病院事業会計補正予算については、総合常任委員会委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第3 議案第95号 議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査について

議長(高橋 守氏) 日程の3 議案第95号議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、議会運営委員長及び常任委員長の協同提案にかかわるものであり、文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

本案については、提案説明、質疑及び討論を省略することに決定いたしました。

続いて、お諮りします。

議案第95号については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

議案第95号議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査については、原案のとおり可決されました。

日程第4 意見書案第12号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書

議長（高橋 守氏） 日程の４ 意見書案第１２号電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書を議題といたします。

本案については、丸山議員ほか２名からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、藤浪議員から提案理由の説明を求めます。

藤浪議員、登壇説明願います。

（１０番藤浪成憲氏 登壇）

１０番（藤浪成憲氏） 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書を朗読提案いたします。

電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分（水力交付金）は、水力電源ダムに関する発電用施設周辺地域住民の福祉の向上と電源立地の円滑化に資することを目的に創設されたものであり、関係市町村では、この水力交付金を活用し、防火水槽や防災無線等の公共施設の整備、診療所や保育園の運営費等への充当による住民生活の利便性向上を図っているところであります。

しかしながら、現在の制度では、交付対象市町村の多くが、間もなく最長交付期間の３０年を迎えることとなりますが、その場合、水力発電施設の円滑な運転継続や新規の電源立地に支障を生ずることが危惧されます。

豊富な水資源に恵まれた我が国において、水力発電は、原子力発電や火力発電に比べ、環境への負荷が少なく、再生可能なエネルギーとして、これまで電力の安定供給に大きく寄与してきましたが、その背景には水力発電設置の建設に協力してきた関係市町村の貢献があることを十分認識すべきであります。

よって、国においては、平成２２年度末をもって多くの関係市町村で交付期限を迎える水力交付金について、過去３０年間にわたる交付実績や、今後とも安定的な水力発電を維持する必要性があること等を考慮の上、平成２３年度以降は恒久的な制度とすること及び原子力発電交付金との格差を踏まえた交付金の最高限度額及び最低保証額の引き上げなど交付条件の改善や事務手続の簡素化を図られることを要望いたします。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２１年１２月２１日、三笠市議会。

提出先は、下記のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

議長（高橋 守氏） お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定いたしました。

続いて、お諮りします。

意見書案第12号については、原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

意見書案第12号電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付させていただきます。

日程第5 意見書案第13号 平成22年度戸別所得補償モデル対策及び関連政策に関する意見書

議長(高橋 守氏) 日程の5 意見書案第13号平成22年度戸別所得補償モデル対策及び関連政策に関する意見書を議題といたします。

本案については、齊藤議員ほか3名からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、武田議員から提案理由の説明を求めます。

武田議員、登壇説明願います。

(6番武田悌一氏 登壇)

6番(武田悌一氏) ただいま上程されました意見書案第13号平成22年度戸別所得補償モデル対策及び関連政策に関する意見書につきまして、朗読提案させていただきます。

22年度から実施される戸別所得補償モデル対策については、農業者にとって極めて重要な政策であり、生産現場は大きな期待と関心を有しています。

特に北海道は開拓入植以来、これまで先人のたゆまぬ努力と英知により、国の政策目標に沿った中で、需要に応じた米づくりを推進するとともに、水田を有効に活用した特色ある産地形成を図ってきたところですが、新政権下で導入が検討されている戸別所得補償モデル対策においては、特色ある地域農業の崩壊や生産現場の混乱、転作を主体とする担い手の経営不振が懸念されております。また、輪作体系の維持確立、てん菜などの地域特産物の存在、水田・畑作経営所得安定対策からの円滑な移行など、特有の課題がある畑作農業についても、生産現場の実態に即した制度構築に対する不安を抱えています。

食料自給力・自給率の向上や地域経済の維持・発展等に向け、その重要な役割を果たしている多様な農業経営体の育成・確保とともに、北海道が持つ潜在能力をフルに発揮して持続可能な農業の確立を図り、意欲を持ってみずから創意工夫を行う地域、農業者のために、政府一体となった中で地域の実情を踏まえた実効性のある政策を着実かつ集中的に実施していく必要があります。

つきましては、生産者が将来展望を持ち、安心して経営を継続することができる政策の確立に向けて下記の要旨を要望します。

記。

1、政策決定・検討の取り進めについて、生産現場の課題と意見をしっかりとくみ上げ、反映させる仕組みを確立すること。

2、米・水田農業政策の基本理念について、政策の前提とすべき事項を踏まえた基本理念を明示すること。

3、生産数量目標の配分・調整・確認に当たっては、需要に応じた米づくりに参加する生産者・地域が不公平感を抱かないようなルールづくりを行うとともに、米価の下落により生産者が不満を抱かないような制度設計を行うこと。

4、政府買入れや備蓄及び主食用米需給・価格に影響を与えないような処理を行うとともに、そのような棚上げ備蓄を支え得る十分な予算措置を講じること。

5、個別経営体の最終的なセーフティーネット対策を措置すること。

6、水田利活用自給力向上事業について、地域の裁量で活用できる部分を充実強化すること。また、水田利活用事業についても、米の生産数量目標の遵守を要件化すること。

7、加工用米について、高価格帯と低価格帯とに分けた上で、特に高価格帯は主食用米並み、低価格帯は新規需要米並みの手取り価格水準を確保すること。

8、米粉・飼育用米等について、確実に販売・消費されるための仕組みを構築すること。特に米粉の供給拡大によって、国産麦需要に悪影響を及ぼさないよう留意すること。

9、平成22年度の水田・畑作経営所得安定対策について、成績払い単価は現行水準で設定すること。また、担い手経営革新事業・先進的小麦生産等支援事業について、現行の内容・水準を継続すること。

10、畑作の輪作体系を構成する土地利用型作物については、すべてを戸別所得補償制度の対象品目とすること。また、生産性向上・品質向上に努力した生産者が報われ、円滑に生産・流通が実現できる政策体系を構築すること。

11、畑作物についても地域に裁量権を持たせた仕組み・支援策の構築を行うこと。

12、政策推進に当たっては行政の責任を明確化し、事務は民間団体ではなく行政機関が責任をもって行うこと。

13、地域協議会について、その機能を十分に発揮できるよう仕組みを整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年12月21日、北海道三笠市議会。

提出先につきましては、内閣総理大臣、農林水産大臣となっております。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（高橋 守氏） お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 守氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

意見書案第13号について、原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 守氏) 御異議なしと認めます。

意見書案第13号平成22年度戸別所得補償モデル対策及び関連政策に関する意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付させていただきます。

以上で、今定例会に付議された事件は、すべて終了いたしました。

市長あいさつ

議長(高橋 守氏) この際、市長から発言の申し出がありますので、許可しております。

市長、登壇願います。

小林市長。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 第4回定例会の最終日に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

この1年間、議員の皆さん、そして市民の皆さんの御支援、御協力をいただき行政運営ができましたことを心から感謝申し上げる次第であります。

さて、平成21年も残すところわずかになりました。振り返ってみますと、アメリカ発の金融危機が引き金になって世界的に経済危機が惹起し、各国ともその対応に追われた1年間であったように思われます。日本経済も深刻化し、輸出産業の業績不振でそこに働く人たちの首切りや派遣切りが大きな社会問題となり、住む家を追われた人たちが、テントや厚生労働省の講堂で新年を迎えるという、大変ショッキングな状況が起きておりました。その後、政府も本格的な経済対策により、少しではありますが一時的に景気は回復されましたが、それを打ち砕く円高、ドル安が続き、輸出産業に壊滅的な状況を生み出し、そしてまた、デフレ現象が経済界全体に深刻な影響を与えるなど、昨年引き続き日本経済は非常に厳しい状況に直面しております。今こそ国策において、このデフレ状況を脱することが、私たち国民の願いではないかと思われるところであります。

さて、皆さんも御承知のとおり、今年8月30日に行われました衆議院議員総選挙では民主党が308議席を獲得し、戦後初めて本格的な政権交代が起きました。民主党の鳩山代表は、道内選出の国会議員として、初の内閣総理大臣に就任いたしました。大変喜ばしいことでもあります。しかし、新政権は、マニフェストに掲げた公共事業の見直しや、子ども手当の支給など主要政策を矢継ぎ早に実行しようとしておりますが、景気悪化に伴う大幅な税収の減、事業仕分けにおいても、思いのほか歳出削減ができず、地方への財政負担など、新政権の目玉政策に地方が振り回されている現況にあることも事実であります。

特に、ダム事業の見直しは、本市にとって深刻な状況であります。過日、地元国会議員

を通じて前原国土交通大臣に直接お会いし、幾春別川総合開発事業に対する私の思いを伝えてまいりました。今後においても機会あるごとに、関係機関に対し事業継続の必要性について積極的に訴えてまいりたいと考えております。御承知のとおり、今、本市においての大きな課題は、市立病院の累積赤字の解消や三笠高校の生徒募集停止などなど、まちづくりにおいて極めて重要な内容を含んだものが多くあります。それらの課題解決のためには、将来をしっかりと見据えた自治体運営を行うことが求められており、そのため従来の慣習にとらわれることなく、未来のまちづくりを創造し、力強い政策実行が求められていると思います。

このような中、限られた財源ではありますが、国の補助制度を活用するなどして各種の事業を実施してまいりました。その手始めに、市民の購買意欲を促進し地域経済の活性化を図るプレミアム商品券の発行、続いて安全で安心して暮らせる住まいづくりと、市内経済を刺激する住まいのリフォーム助成事業、また冬のイメージアップにつながるイルミネーション設置事業等々、これらの事業を実施することができたのも、市議会の皆さん方の御理解と御協力のたまものと深く感謝申し上げる次第であります。

これからの国の財政状況を考えますと、地方財政はさらに厳しさを増してくると思います。したがって、歳入に見合った予算編成を行い、決して背伸びをせず、また反面、委縮することなく、まさに身の丈に合った市政を目指し、自主・自立に向けて健全財政の堅持に取り組んでまいりたいと考えております。

ことし1年間、私の足らざる面を議員の皆様方の御叱声と励ましによって過ごさせていただきましたことを、心から厚く御礼を申し上げます。これからの年末年始、多事多端とは思いますが、どうかひとつ健康だけは御留意されまして、家族ともどもおそろいで新しい平成22年をお迎えいただきたいと願っております。

新年におかれましても本年に引き続き、さらに三笠のまちづくりに情熱を燃やし、御尽力いただくことをお願い申し上げますとともに、1年間御支援をいただきましたことに対する御礼を申し上げ、年末に当たっての私のごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。（拍手）

議長あいさつ

議長（高橋 守氏） 続いて、私の方からごあいさつを申し上げます。

平成21年、昨年からのリーマンショックによる経済状況は、日本においてはまだまだ回復がされていない、特に北海道地方都市である三笠にとっては大きな痛手となっている状況でございます。

ただ、平成7年から本格的に実施しました三笠市の行財政改革が15年をたち、一つ一つ芽が出てきたというか、一つ一つハードルを越えてきた状況にあり、今まさに空知の10市の中でも、上から数えていただけるような財政状況になったと私は思っております。

これはすべて多くの市民の御協力、また市の職員の本当に努力のたまものであり、またそれに議会が一緒になって市民のために頑張ってきた結果だと私は思っております。

平成22年の予算については、まだまだ先ほど市長が申し上げたとおり、病院の問題、高校の問題等々がございますが、もうそろそろ市民に夢を持ってもらえるような、今ニュートラルな状態から一步前進するような予算が組めるような状況になれば幸いかなと、私は思っております。

ことし1年、議会としましては、3月の定例会に皆様方の御協力をいただいて、議会の基本条例を制定させていただき、また議会が開かれた議会になるように、努力を皆さんと一緒にしていただいたことに対しましても、心から御礼を申し上げたいと思いますし、また常任委員会の改正により常任委員会を一本化することにおいても、議員の皆さんの御協力をいただき、スムーズにその移行ができたことに対しまして、心から御礼申し上げたいと思います。

まだまだ開かれた議会、市民のためのかけがえのないこの三笠の市民のために、議会がまだまだ努力をしなければいけない部分が多々あるかと思いますが、今まで皆様方に御協力をいただいた形の中で、一步一步三笠市の前進のために、また議会の発展のために全力を尽くさせていただきたいと思っております。

皆様方におかれましては、もうあと10日でことしも終わるわけではございますが、新年を御家族とともに迎えられることを、本当に心から御祈念を申し上げまして、簡単ではございますが、感謝と来年の希望の祈念に対してのごあいさつにさせていただきたいと思っております。今後ともよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。（拍手）

閉 会 宣 告

議長（高橋 守氏） 以上をもちまして、平成21年第4回定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

閉会 午前10時46分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員